

第 13回 上田市教育行政のあり方を考える有識者会議

日 時 平成 20 年 6 月 25 日 (水) 午後 2 時 30 分から

会 場 上田市消防会館 3階会議室

出席者 有識者会議委員

戸田忠雄座長、荒井裕司副座長、斎藤繁子委員 齊藤忠彦委員、佐藤智恵子委員、清水卓爾委員 中村和幸委員、日比英子委員 廣川岩男委員、福井秀夫委員、宮尾秀子委員、宮坂公子委員

事務局 大沢政策企画局長、宮川政策企画課長、両角政策企画担当係長兼教育政策担当係長 (政策企画課)、井出総務企画担当係長 (教育委員会教育総務課)

傍聴者 一般 23人 報道 5人

事務局：

では時間となりましたので、これから第 13 回上田市教育行政のあり方を考える有識者会議を始めさせていただきますと思います。先ず開会の挨拶を大澤部長の方で一言お願いします。

大沢局長：

大変お忙しいところを第 13 回ということでお集まりいただきまして誠に有難うございます。梅雨の時期に入りまして、今日は中休みといいますが晴れておりますけれども、丁度、議会最終日のときには神科地区、豊殿地区ですか集中豪雨がございまして、中々このへんの災害というものを地域の中で又、行政としても一生懸命対応させてもらいたいと思っております。今日はそれぞれお忙しい立場の中でのご出席ということで大変有り難うございます。前回までの 12 回という回を重ねていただきまして、ご議論いただきましたことに対して先ずお礼申し上げる次第でございます。今日は最終的な皆さんのご意見を最終的にまとめていくというかたちでの段階でございます。いろんな意見、これからの上田市行政、いろんな面でのお話をいただいたわけでありまして、最終的に市長への提言という段階に入るわけでございます。最終的なまとめ、大変な時期でございますけれども、皆さんのそれぞれのお立場もあると思います。こうした中で最終的な提言ということをおまとめいただくことをお願いしながら簡単でございますが一言ご挨拶に変えさせていただきます。本日はありがとうございます。

座長：

それではお暑いところ第 13 回目の会議を進めたいと思います。今日は提言書の叩き台が出ておりますので、そのたたき台について事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

事務局の政策企画課長の宮川でございます。それではこれまで昨年の 1 月に市長から皆様に教育行政に関しましていろんな立場からご議論賜るようお願いをして参りましたけれど、前回で 12 回の会議を重ねていただいていた部分につきまして、前回 4 月にも市長の方から早い時期にこの提言をおまとめ

いただきたいということをお願いを申し上げたところでございまして、前回までの議論をいただいた部分を事務局といたしまして、これまでの会議の議事録、それから委員さんから提案されておりました事項、等、こちらの方で確認しながら、そして座長、副座長にご相談を申し上げ確認をいたしまして、提言書の叩き台を事務局として作成をさせていただきました。これにつきましては、本日までに事前送付をさせていただいてございまして、具体的な提言書としてまとめていただきたいということで、やはり活字のかたちでご確認をいただかないと市長への提言書というかたちになりませんので、先ず活字として座長とご相談した中味について各委員の皆様にお送りをさせていただいてございます。本日については、このたたきだいにつきましてご確認、ご議論を賜りたいと思っております。併せまして本日までに具体的な提言書にする関係がございますので、本日の議論のために各委員さん方から、この文言がニュアンスが違うとか、削除すべきとか、又は加えるべき等々、具体的に文書でいただくかたちが今後まとめについては有り難いということで、書類でいただきましたものを手元のほうへこちらにいつてまとめてございます。今日は、それぞれ具体的に修正点をいただいておりますので、確認をとりながら、まとめに使えるらと思っております。今日はそうしたご議論をいただき次回、最終まとめという形をできればとこんなふうと思っておりますので、今日はその前段になるうかと思っておりますけれども、ご議論させていただきたいと思っております。そんな点で今日の会議に叩き台を提案させていただきます。よろしくお願い致します。

座長：

事務局の方からの、この提言書をお作りいただいた基本的な立場とか理念とか大枠について、ちょっとお話いただいた方がいいような気がします。

事務局：

私ども、このたたき台を作成するにあたりましては、第1回から4月の第12回まで議論を重ねていただきました点につきまして、議事録の確認をしながらこのような活字とさせていただいてございます。そこには頁立てでいきますと最初にこの会議の設置の背景、そして経過という部分につきましては、昨年1月に市長から皆様をお願いをする時に申し上げた点が背景としてまとめさせていただいてございます。又、その経緯につきましても市長が議会等、公の場でこの有識者会議の設置にいたる経過、又は期待するものとして冒頭で市長が皆様にご挨拶申し上げた点等をまとめさせていただきました。2頁は委員の名簿ということで、こちらにつきましては、昨年1月から一年半近くたっているということで委員の皆様のお名前も変わっている方々がおいでるかと思っておりますが、就任当時、お願いをした時の肩書、そうした背景で皆様をお願いしてきたということがございまして、就任の時の肩書で座長、副座長以下は五十音順で表記をさせていただいたということでございます。以下、3頁からはこの有識者会議の目的と役割についてというところにつきましても、これまで第1回から第12回までご議論をいただく中で市長から生活者起点、地域経営という点、これを置き換えて学習者起点というような表現ですと何回も議事録の中で出てきている文言等々を合わせまして3頁、4頁に目的と役割ということでまとめさせていただいてございます。最後に提言書としてまとめにつきましてはやはり具体的な皆様からのご提言に沿った中で複数の意見がある場合には併記をしながら、そうした格好でまとめたいということがございましたので、その旨、会議の中でも度々出てきている言葉をまとめてございまして、4頁についてはこの機関としては提言組織であるということ。政策実現の方向性を市長に提言することを目的としているんだということで自由にご意見をいただいたものをまとめさせていただいたということで表しています。これについても座長、副座長とも確認をさせていただき、まとめてございます。また4頁、検討

事項については、これも第 1 回で市長から提示をさせていただいた部分からまとめさせていただき、これを公開しながら進めた部分 5 頁まで経過としてまとめさせていただきました。7 頁以降につきまして、最初に検討事項をまとめてございますが、最初にありました現状分析という部分、こちらをまとめさせていただきながら 8 頁以降の具体的な提言についてというまとめの前段で現状分析部分、これも会議録等から起した部分でまとめさせていただいたということでございます。8 頁以下につきまして具体的提言についてはいろんな議論が重ねられてきておりまして、議論も白熱をしてきたということもございませぬので、これらの意見、両論を併記しながらまとめさせていただいたということで、8 頁、いじめ、不登校対策について、教員評価制度のあり方について。それから 11 頁では学校選択制度のあり方について。13 頁で学校利用券制度についてというあたり。それから 14 頁では地域と学校の関係。地域が支える人づくりについてという部分のご議論をまとめてあります。15 頁目は幼保小中連携一貫教育に関わる課題と教育委員会制度に関わる課題についてというご議論をいただき、16 頁以降はその他の事項としてさらにご議論いただいている部分、文言としてまとめさせていただきたいということであります。基本的には議事録から起しながらそして座長、副座長に確認をいただいたものを最終的にまとめて各委員の方へご送付申し上げているということでございます。これをベースにご議論をいただいて市長への提言に具体的文書として次回以降案のまとめ作業に移れますよう、具体的に今度は皆様から修正意見をいただいておりますのでこれに基づきながらご議論をいただきたいとこんなふうに思いますのでよろしくお願いたします。

座長：

それでは事務局の方、進め方についてはそういうことでよろしいですか。その提言の箇所について具体的に。そして、もし賛否色々議論が分かれて並行しているような箇所についてはどういうふうに。このへんも聞かせてください。

事務局：

やはり、叩き台としてご送付申し上げ、又、具体的なご意見もいただいておりますので、その部分、頁を追って各委員さん方、ご意見のご確認をいただき、そこでこういうふうにした方がいいだろうというご意見。一つには具体的にはこうした方がいいというご意見を皆様からお出しいただき、各委員さん方の中でそうあるべきだというような落ち着きになれば、そういうふうにこの場で回答したいと思いませんし、まとまらない部分は次回までに事務局としてお預けさせていただいて、次回までに事務局として再度、文言の修正、又は体裁の変更等を事務局に任せていただきながら、次のところでは最終的な確認をもう一度お願いできたらとこんなふうに思っております。よろしくお願いたします。

座長：

そうしますと、今日、出来るだけつめていきたいと思えます。それからここにありますようにあくまでも今までの議論は賛否の多数決をとるとかそういうことではなくて、色々な議論を出していただいて中心になる方向性を提言して取り上げ、そしてそれに対して異論は異論として併記していくものは併記していくと。これは会の中でも再三私が申し上げました。それから最後のまとめについては、座長、副座長、それから事務局の責任においてまとめさせていただくけれども、再度、委員の皆さんにお図りをして出来るだけつめていくというふうに申し上げて、その通りに行うというわけでありませぬ。それで 12 回、委員の皆さんにご苦勞いただいたわけでございます。ですからなるべく質的にも高い、どこに出しても恥ずかしくないような立派な提言書にいたしたいと思えます。そういう点でご協力をいただきたいと思えます。細かい所は、三方、全部満足というわけにはなかなかいかないかとも思えますので、お互

いに歩み寄っていただくということも必要だと思えます。そのようなことも勘案しながらできるだけご協力いただきたいと思えます。私の方でも調整出来るところはギリギリのところを調整していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

中村委員：

進め方について、新たに私が作ったのをお配りしましたけれども、今日、私は修正意見ではなくて、修正意見を出すその権限はもらった段階では、修正意見を出す段階の案ではないと、これを2回で合意を得るのは無理だと。理由はそこに書いてあります。1この現原案が合意を得られていない。あまりにも一方的な意見をまとめて書いてある。こういうまとめ方で提言するというのは非常に乱暴ではないかなというふうに思えます。以下は合意が得られてないところ、それから私なりにその理由ということで議事録からとったもの、現原案にはこの会議で出ていないような言葉が出てきていますので、そういうのをきっちりつめたうえで提言していくべきではないかなというふうに思っています。例えば、今、長野県で行われている新しい教員評価制度の場合には、合意が無い場合には一步も進まないというふうに座長さんがおっしゃいまして、その都度、合意をつかって文章で確認しながら合意を増やしてきた。2年間かかり途中で中間報告もし、県民の皆さんのご意見を求めたりしながらやってきたというようなことがあります。ですから教育に関しては合意を得るとというのが非常に大事なので、そういう進め方をしていくべきではないかなと。事務局の方では両論併記したと言っていますが、私は一つもそうには思えない。以上です。

座長：

事務局の方でこれはどうですか。修正意見を出す段階でもないということですから、この会議の前提そのものに対して否定的なので、私が答える立場じゃないと思えますけれど、事務局としてどういうふうにお考えになりますか。

事務局：

委員さんのおっしゃった議論をするまでにはいかないっていうか、全ての文言を100%合意しながらということは、出来れば合意をいただきながら進めることがベストだとは思いますが、有識者というそれぞれのお立場の委員の皆様のご発言がそれぞれ重ねられて本日にいたっているということで難しいのではないかと推察するわけです。それらをまとめて座長と協議の上、たたき台にさせていただきました。ついては、文章として、書類としての提言書という形にしていきながらまとめていかないと、この議論をまとめて早い時期に提言というふうになりえませんが、この部分はこういう表記にすべきだ、又、この部分はこういう意見とこういう意見があったので、この議論は載せてほしい。この表記の仕方はこういう方法がいい、ということを示唆をいただき又、指摘をいただいて、それを私ども事務局が更に作業をして、次の段階の原案にさせていただく。そのようなかたちで具体的に修正をこうすべきだと、またはこうした方がいいというようなご指摘をいただき、それがまた各委員の皆さんの中でそうあるべきだねとか、そういう時はこっちの方がいいよねというふうにご議論いただくということをお願いしたいというふうに思えます。

座長：

具体的な個々の検討の中でご意見を出していただくということで、進めたいと思えますが。

中村委員：

両論併記とおっしゃいましたけれど、例えば12ページですね、その学校選択制のところでは、原々案では学校選択制の導入を前向きに検討すべきというふうになっていますが、私のでいくと2ページになって、

評価については非常に難しいという話が前大塚教育委員長はじめ沢山の方から出されていったと思うんですね。それがどうして前向きに検討すべきになっているのか。それから学校利用券制度についてはかなり意見が分かれているのに、検討組織なんていう話は無かったと思うんですけども、それを具体的な検討に入るべきだという提言になっているというようなことで、これでは両論併記ではなくて、一方的な意見を最後に持ってきたというふうに思わざるをえないんですけど。それから討論していくということは納得できません。

座長：

ちょっと待ってください、そういうご意見を出していただきたいというふうに申し上げているわけでしょう。ですから今のご意見を聞いたら逆にちょっと拝見しますと、全く逆の立場からもっと積極論もあるわけですね。だからそれはそれでその方のご意見ですから、今は中村委員がおっしゃったのは、中村委員の個人のご意見ですから、それが普遍的であるわけじゃないので、この中の議論の中でご意見を出していただきたい。

中村委員：

勿論そうです。だから両論併記というかたちでまとめようとしたらまとまるんですね。両方の意見があったと、こういう問題点があったと両方書くなりいいんだけど、この原々案はそうでないんじゃないかと言っている。

宮尾委員：

だから修正を加えるのは、例えばこの文言に対してここはこんなことを言っていないと最初に出ていますから、それは一つひとつ、こうやって詰めていくことが、何か、今、両論併記に思われないなど皆の中に出ましたらもうちょっとその部分を加えていくということで、合意が出来ている部分というのは結構無いじゃないですか結局は。採決しているわけじゃないですから。そういう意味ではどちらからみても分かりやすく、例えば提言として両論の意見、メリットデメリットというものがあって、それが検討すべきであるということで結構、補足的に同意を得た小中一貫教育に関する部分で、佐藤智恵子委員が主張した部分なんかは、結構、誰もあまり反対されなかった。それは結構まとまっている中で合意が得ていない部分の併記の仕方というのをしっかりとここで、これはあくまでも事務局で作りあげた原々案ですのでそのへん手を加えているんじゃないかと、そういう思いがあるんじゃないかと私は思いますので、色々言っている前に最初から中村委員の意見などを一緒に検討されたいんじゃないかと思えます。

中村委員：

では確認しますけれど、両論併記でいくということなんですね。

事務局：

あくまでも有識者会議の皆様の中でこういうふうにした方がよろしいと、受け止める市長としてあとは市長が受け止めてそれをいただいた提言を市長部局としてやらなきゃいけないことは検討していきます。教育委員会としてやっていかなきゃいけないことは教育委員会で検討しましょうと、こういうことで有識者会議でお願いしていると4月にも申し上げた通りですけども、私どもがこうしてください、こうあるべきだということは事務局の立場ではありませんので、あくまで叩き台を示させていただきますので、この各委員の皆さんからこの表現、両論併記の仕方だったらこの方がいい、こういうかたちがいいという議論で私どもに言っていただければそれを具体的な案として確認をいただく。こういう作業にいけるので、ここのところはそうしたかたちで、こうすべきだと言って、皆さんの中で「そうだね」

というふうにしていただければありがたいというふうに思います。

座長：

ちょっと待ってください。進め方ですか？

清水委員：

そうです。何故、こんな混乱が起きたかという、進め方というのは一番論議になったのが学校選択制度、学校利用券制度だと思います。教員評価の問題でも意見が多少分かれましたし、教育委員会の問題でも出されましたけれども、大方でいくと8割ぐらいは流れになっていますけれど、学校利用券制度と学校選択制度についてはここでは学校選択制を求める意見が非常に多く、本会議では積極的な賛成論者が多いというふうに学校利用券制度がなっていますけれど、殆どの報道を見ても私達の議事録を見ても平行線の議論が、そこが両論併記になっていないというのが中村委員の指摘だと思います。ですからそういう点を踏まえて、多分、これは事務局の原々案でなくて、戸田さんが相当手を入れたんじゃないかと私は推測しておりますけれど、そのへんを踏まえて話をしていきます。つまりそのへんが大事だと思います。非常に論議が分かれたものを一方的に結論の後ろのほうで推進意見が強く出たような感じがする。

座長：

私も当然加わっていますから、ただ先程から事務局で申し上げている通り、座長、副座長、事務局交えてやっているわけですから、多分個人的に云々と言われますとこれは話は進まなくなるものですから、それは清水委員の発言は考えてご発言いただきたい。

清水委員：

ただ座長も加わっていますから、座長も責任をもってこれをお書きになった。

座長：

もちろんそうです。

清水委員：

そうですね。そういう意味です。

福井委員：

いずれにしても時間も貴重ですから中味の議論をやっていただかないと、抽象論、そもそも論を今議論するのは、時間や我々の労力が無駄になりますので、議事進行を適切に事務局なのか座長なのか分かりませんが、やっていたきたい。一般的に両論併記にすべきかどうかという議論の設定の仕方自体が誤っていると思います。個別の業務についてこの会議としてどうまとめるべきかというのは、正に事務局が提出された内容の議論に尽きるわけですから、そういう理念的、抽象的な話で時間を無駄にするのはやめていただきたいと思います。

座長：

失礼しました。そのおっしゃる通りですので、個別のところでもまた今の清水委員のご意見を出していただきたいというふうに思います。それではかなり時間的な制約もありますので、提言のところの一つ一つできるだけつめたいというふうに思います。

まず8頁のいじめ、不登校対策についてというところの(2)の提言でボッチが4つございます。まずこの箇所から参りたいと思いますけれど、ここを出していただいているのは記述ごとにまとまっているんですね。3頁の事務局でおまとめいただいた修正意見のこの要旨でございますが、3頁の有識者会議の目的と役割とこうなっていますけれど、ここから具体的提言には中々これじゃあ入らないですね。

福井委員：

具体的な修正意見が出ているものの方が議論が容易ですので、そちらを即時に片付けてはいかがでしょうか。そもそも各部分に反対という意見を今そもそも論で議論してもすぐに結論が出ないと思いますので、具体的な修正意見として出されている方の意見を順次検討し合意できるところからできるだけ合意していくのが手続きとして合理的かと思います。

座長：

分かりました。具体的な修正意見が出ているのは、この修正意見の 1 の 8 頁の廣川委員のそれですかね。ちょっと 8 頁をお開きいただいて、修正意見ではないのかな、これは。

廣川委員：

これは追加であります。

座長：

追加ですね。具体的な諸課題及び提言についてというところ。これは廣川委員、8 頁のどこに追加ですか。

廣川委員：

これはですね、具体的な諸課題及びいじめ、不登校対策という文章がありますけれど、前に本会議に入るためにこれは確認をされたように思うんですが、第 12 回会議であります、本会議においては、想定される検討事項、先程ありましたけれども 4 頁にありました。それをガイドラインとしてここで出た意見、非常に広範かつ多様な意見交換が行われたということで、以下一定の議論のもとにあるというふうに思います。ただ全部を網羅することは出来ないという意味で各事項に関しての意見や周辺テーマにいたる議論の詳細については各回の議事録を提言書に添えるということであります。

座長：

その議事録は必ず添えて出しますので、そこはそういうことでそのまま入れずに問題ないと思いますけれど。議事録を添えるということは現実に市長にそれで出しますのでよろしいですかね。

福井委員：

報告書自体に議事録は添えないのが通常でしょう。ホームページで誰でもアクセス出来るようになっているので、膨大なものになりますから、通常はデータ扱いの方が適切です。

座長：

予定でありますけれど。出すことは勿論出します。そういう文言を入れた方がいいですか。

福井委員：

添えるとしてしまうと、報告書の内容物になってしまいますので、報告書といって運用する時には膨大なものを運搬しなければいけなくなってくるものですから。

座長：

報告書の中に入れるということですか。

福井委員：

そういう趣旨であればそれはホームページを参照のことと書いておけば同じことだと思います。

廣川委員：

市長のところにもそれはいくわけですね当然。そのところ非常に沢山の意見が出ているということがはっきりする方がいいだろうということですね。これから併記にしてもそうでない意見にしてもそういうものが元となってこの報告書が出来ているんだということでこの文章が必要だと思います。

座長：

議事録との関係のリハーをつけるとかね、そういうような配慮をいたします。それから急いでどんどんいきますが、次のやはり廣川委員の具体的な主文、8頁の、こととされている、8頁の何行目でしょう、これ。

廣川委員：

現状課題のところですよ。

座長：

相談体制をするとともにのところに。

廣川委員：

この会議に教育委員会の方に来ていただいて報告していただいた時に、やはり教育相談所というのがその対策として中間教室が設置されているということがありました。対策としてやはり子ども相談員とか心の教室相談員というものだけではなくて、上田市としてやっている教育相談所とか中間教室、これをつけ加えていただきたい。8行目の、結果の公表を行わないとされている次、その他、心の相談員、この前ですね。

座長：

そういう、井出さんはおられないかな。市の教育委員会にあるわけですね。今、おっしゃったような書式が。あるならばこれを入れることは別に問題はないと思いますが。

事務局：

第3回の時にですね、教育長から説明があった部分です。

座長：

現にあるわけですね。じゃあそれはケアレスミスだと思います。じゃあこれは入れることは問題ないと思います。

その次、このような相談体制、これも現状と課題ですね。これはどこですか、廣川委員。

廣川委員：

これについて、聞くところによると市から改善されてきているというふうに聞いております。そこで平成18年から19年度について実際に年度が切れたところで市教委の方ではまとめてあると思いますので、それをお聞きすると改善されているということでありました。ですからそういう意味で下から3行目、いじめや不登校を解消させることに必ずしも成功しているとは言い難い現実があるということのところは改善されてきているということで、この原々案の内容の逆の表記をするべきではないかと思いません。

福井委員：

それは事実認識に関わる話です。データは事務局の方で次回までに整備していただいて、それに沿って記述をもし変えていいなら、そのようにしたらよろしいのではないのでしょうか。

廣川委員：

お願いします。

座長：

これはしかし教育委員会の方からデータを出していただいて、いじめ、不登校の推移が必ずしも減少しているデータは出ていなかったと思いますが。

廣川委員：

まだそれはですね、中間の古いデータだということです。実際には私もはっきりした数字は存じませんが、改善してきているという話は聞いていますので、是非そこのところはデータを出していただいてはっきりした方がいいかなというふうに思います。次回までをお願いします。

座長：

そこはそんなことでよろしいですかね。次へのところにまいります。2のところの8も廣川委員ですか。具体的提言の最初のところですかね。その案について、親、家庭、地域と学校が連携して解決すべき一面もあり、地域の関係者が学校運営に実質的に関われるシステム作りや課題を捉えて解決していかなければならず、公民館や地域のといった地域のところをきるわけですね。ちょっとご趣旨を。

廣川委員：

やはり親、家庭、地域と同時にやはり学校が連携しなければ解決しないではないかと思えます。常に学校との連携というのは話し合いの中にいくつか出てきていると思えます。そういう意味で学校という言葉がここに必要であります。同時に公民館や地域協議会といったところよりもっと広い考えで地域の関係者が学校運営に実質的にかかるシステム作りが必要だ。そんなふうに直したらどうかなという提案であります。

福井委員：

以下の地域協議会の例示はまずいということですか。

廣川委員：

もう一つ、広い意味でそこは削除して地域の関係者がというふうにしたらどうかという提案です。

福井委員：

現場はけっこうだと思んですけど、この広い意味であれば、公民館や地域協議会を含むというような表現でもよろしいのではないですか。

座長：

かえってそれを入れた方がよろしいんじゃないですか。それとも是非削ったほうがいいと。

廣川委員：

限定していくということなんですね、やはり。そういうものは地域の、いわゆる。そこを公民館と地域協議会が狭いことに限定されてくる恐れがあるから、ということで広い意味にしたほうがよいと思えます。

座長：

これはじゃあ、公民館や地域協議会といった2つだけに限定的に読みとられると困るという趣旨ですね。それじゃあ例えば、公民館や地域協議会といったものを含めとか何か例示にすればいいですかね。

荒井副座長：

などとかね。つまり、横に入れる、例えば、団体もありはしませんかね。そしたらそういうのを中に入れたらいいんで。

座長：

分かりました。それは別に公民館と地域協議会に限定するわけじゃなくて、などという例示であるというふうに理解していきたいと思えます。

次が9頁にまいります。9頁は宮尾委員ですね。

宮尾委員：

前段ということで、私も会議の中で申し上げましたが、やっぱり相談体制とか会議とかいろんな分野

があります。

座長：

これについてはどうですか。

福井委員：

CAPプログラムというのはどういうものですか。

宮尾委員：

CAPプログラムというのは、子どもへの暴力防止プログラムのことです。

座長：

ご異議ありませんか。

佐藤委員：

例えば、CAPプログラムとして、お金をそこに投入していったらどうなるのか。色々なところではそういうふうに行っていると思うんですけども。

清水委員：

宮尾さん、普遍的な言葉で、CAPでなくて何か他に言い換えというようなことができますか？

宮尾委員：

そうですね、守るプログラムとか、実際、人権を守るプログラムとか。

座長：

よろしいですか。民間の人権を守るプログラム等を例示になりますね。よろしいですかね、この点。

それでは次にいきます。今度は10頁ですね。教員評価の10頁のところの具体的提言のボッチの3つめですか、中村委員ですね。中村委員の匿名性を担保する仕組みの構築は重要である。第三者機関に提出する仕組みとすべきである云々のこの箇所については、合意されていない。

福井委員：

すみません。これはあとで議論していただいけませんか。合意しているか、していないかという大上段の議論を今やるのは非常に時間の効率に反する。具体的な修正案が出ているものだけ先に議論してください。

座長：

分かりました。時間を合理的に使うためにこれは後回しというふうにいたします。

そうしますと、P10の東京都狛江市第三中学の線審でも検討されていない、ましてや合意に到っていない。これも後回しと。そうするとp10 下から12行目のボッチの2つめです。教員評価については授業を受けている児童生徒や保護者の意向を組み込む方法をとるべきであり、それは具体的な教育指導に対する評価であって、人物評価でないこととすると。そこについては、削除。教員評価は下から12行目の人物評価ではないこととするを削除。日比委員ですか。お二人ありますか。人物評価等ではないこととするは削除した方がいいは斎藤繁子委員。どちらからでもご説明を。

日比委員：

では、説明させてもらいます。具体的な教員指導に対する評価であって概略が、それが教育指導要領によって授業が進められてその授業の内容について子どもたちがよく分ったとか、分らなかったという評価で争う学習内容の理解度と指導者の授業の進め方と説明の仕方と調査出来て良いと思いますが、その下の厳密評価等で排除するとありますが、私としてはこれは建前と本音の、全くもって建前と思われる。人物評価をしないことということをそのまま放置し、この会議を終わらせてしまえば教員評価に

ついでの本音の部分が何一つ解決されないと思います。良い先生というのは、性格の良い先生ではありませんか。そのような先生でしたら、人物評価について恐れることは何もないと、違うほうで、学校のいじめ問題、不登校問題に対する文言ございますけども、このような、例えば子どもだといじめとか不登校というのは、ある程度は先生の対処の仕方では防げるのは周知のことだと思います。教育現場にとってはとにかく先生が一番の要だと思います。そういうことでこれを削除していただきたい。今までの際に用意した評価云々は非常に否定的な意見が多かったと思いますけれど、私はこれについては本音ではないと思っています。

座長：

齋藤委員の方はどんな趣旨ですか。

齋藤繁子委員：

私は思ったんですが、ちょっと違和感があったんですね。評価ということがまだきちんと決まっていないうちで例えば、教職に就かれる方の教育理念とかどういうことを教えるかということは結構重要なことではないかなと思うんです。文部省に定められたようにするのは当たり前なんですけど、生き方とか人生の取り組み方とかということはやっぱり子どもには相当影響があると私は思ったので、ちょっとこれを読みますと、ここのところ定義が出来ていないので、違和感があったんで、ちょっと削除というふうに、それで出してみました。

福井委員：

私も結論賛成で、多分人物評価という時に全人格的な人物評価をするわけではないというのはあるんですね。但し、職業人としての先生という立場における人物評価でなければ何の意味もないというのは恐らく教員評価の場合の前提でしょうから、要望として単に人物というといろんなものを連想するので、結果的にはそういう論議を招かないものであれば、むしろ取ってしまった方が良いのではないのでしょうか。

座長：

これについては佐藤委員の方で確か教員評価の時に人物評価であっては困るというご意見があったと思って反映したんじゃないかと思いますが、そのへんについて。

佐藤委員：

人物評価はそのもの、できないと思います。授業評価なら子どもたちが見る、だけれども親が先生の1日を見ているわけではないので、ある一面しか見ないでそれを評価は出来ないと思うんです。今までのフォロー見ても、人物評価というのはすごく本当に大事なことだと思うので、これは人物評価ではないこととする。このままでいいと思います。

福井委員：

今の意義は評価で教育指導に対する評価であると言い切ってしまうと論理的に同じ意味になる。

齋藤繁子委員：

ちょっと何となく読んだ時に、私もこれ、どういった方がいいか、例えば先生という先程おっしゃられたように職業とかということ、多分職業的なものの中に含まれていて、先生のあるべき姿っていうんでしょうか。

福井委員：

職業人としての評価であることは確かだと思います。

齋藤繁子委員：

で、何となく人物評価というと全人格的なものを評価するような印象がある。

福井委員：

それはこだわらなくても良いのでは。

斎藤繁子委員：

まず、学校においてはある程度必要ではないかなと。先程おっしゃった職業人としての、ちょっと誤解されるんで、取った方がいいんじゃないか、だから、私は取った方がいいんじゃないかという……。

福井委員：

取るか、或いは必ずしも全人格的な評価をさすものではないとかどっちかでしょうか。

座長：

どうですか。代案を、今の代案を。

佐藤委員：

誰のために評価するかということから最初の部分から欠けていたと思うので、その先生の頑張りをも認める評価なのか、それともやはり、給料とか人事に生かすための評価としてなっていったらいいのかで、内部評価の観点が変わってくると思うんです。その点を先ず前提としてはっきり、これは先生がやる気になるような、元気になるための評価、それを生かすための評価なのか、続けて、その部分にありますよね。それを市が県に具申するということに続くと思うんですけれど。

座長：

あの、そうじゃなくて、それは今の学校自己評価制度がありまして、それを前提にしているということをご存知だと思うんですね。だからその中にこういうふうな具体的なものを組み込むと。その時に教員の人物評価、人物の良し悪しを云々されると困るんじゃないかという懸念が恐らく佐藤委員の方であって、そして人物評価ではないという文言を汲み取って私もここは反対も当然必要で出たわけですが、今のようにならざる評価じゃないというような表現でその佐藤委員のおっしゃることも含めて書き換えるならばいいのか、それともここを取った方がいいのか。残すのね。ごめんなさい、ちょっと混乱してきたから。

福井委員：

このまま残すことは現に合意に異議が呈されている以上まずいと思うんですね。取るか全人格的评价どちらを選んでいただくか。

座長：

そうですね。理屈からいけばそうだ。じゃあ全人格的な評価ではない趣旨の文言を入れるということでもよろしいですか。ちょっと具体的にうまく今のでもよろしいですか。全人格的な評価ではないこととする。これでよろしいでしょうか、日比委員。じゃあその点は修文が出来たということで、よろしければ次に。

その次に匿名性を担保する 10頁の下から 10行め、匿名性を担保する仕組みの構築が重要であるが、絶対的な匿名性とする。これはどういう趣旨でしょうか。

日比委員：

非常に、ごめんなさい、お役所言葉とかそういうですか、匿名性を担保する仕組みの構築が重要である、これを読むとすごくわかりにくくなるんですけど、これに対しては絶対的な匿名性とするということを私は希望しております。なぜなら、例えば、匿名でなくて実名で色々書いた時に正直いってあったという事例も聞いております。

福井委員：

名前は記入しないでも担任の先生が回収したらそれは匿名じゃないですから。

座長：

絶対的をここに入れるということですか。ご異議ある方。はい。

中村委員

むしろ逆で、教員と子どもたちの関係はお互いに信頼していいと思っています。ですから子どもの方からの担任教師に対して注文してそういうことでやっているの、今言っていた匿名性で何でもやれということには反対です。

それから、今行われている教員評価というのは目標に対する評価なものですから、ある意味、子どもたちと教職員と共同の目標であることが多いわけですので、その教科によって匿名性と言われても教員評価制度にはつながらない。

座長：

その議論は随分何度もやりまして、議事録をご覧くださいと分る通り...

福井委員：

おっしゃる通りで、私もいくらでも反論がありますけれど時間が無駄ですのでやりませんが、この論点については決を採っていただきたいと思います。

座長：

決を採る。

福井委員：

賛否の意見分布を踏まえて事務局で修文していただくのが適切だと思います。今の中村委員の発言は全く今までの流れを理解されておられないし、しかもそれについてはかなりの反論もありますが、それをやっても時間を浪費します。機は既に熟していると思いますので、全委員の、ここに出席されている委員で具体的には絶対な匿名性とするというふうに直すべきでないか、直すべきかということについて、意見分布をとっていただいた方が適切だと思います。

座長：

意見分布をとって「絶対的な」を入れるか入れないかということを決めるというふうにしましょうかね。絶対的な日比委員の提案に賛成の方、座長はどうするんですか。座長は手を挙げるわけにはいかないな。

福井委員：

それはあとで。

座長：

反対の方、僅差で「絶対的な」を入れるのは必ずしも賛成じゃないですね。ただ座長と副座長がいる。

福井委員：

座長と副座長の意見をそこに加えていただきたい。

座長：

「絶対的」は、預かりとしましょう。絶対的な匿名性というご提案でしたね。

福井委員：

もう一つ意見があるのであれば3種類あるわけですね。匿名性を書くべきでないという意見と匿名性にとどめるという意見と「絶対的な」を入れる意見、そうであればそれでアンケートをとってもいいと

思います。

座長：

すいません。こういうのをまとめるのは初めてなものですから。絶対的な匿名性と匿名性をという原案と匿名性を削除するとこの3つでいきます。先ず1番目から行きます。絶対的な匿名性をですね。次に原文のままで匿名性を残すということで。それから匿名性を削除する。そうすると要するに1と2を合わせると少なくとも匿名性を担保するは残すということになりますね。

福井委員：

座長と副座長は評決に入らないというルールは必ずしもないと思うんです。それは見解としては明らかにする、そういった形でさしつかえないと思います。

座長：

すいません。座長と副座長も手を挙げろという。もう一度取り直します。

福井委員：

ですから、お二人が明らかにされればそれで確かになると思います。差し支えあるのであれば別に私は原文のままでいいと思うんです。匿名性を担保とする。絶対的な匿名というのは有り得ない。

座長：

分かりました。じゃあ原文のままに出します。私もまとめの一員でございますので、まとめの原文を尊重してそれでお願いしたいと思います。すいませんがそんなことでお願いいたします。

次の日比委員の下から14行めですね。ポッチの一番上の最後ですね。評価の前提として児童生徒の成長に起用する云々と。しかしそして法的な義務とされている以上、法令の許容する範囲にとどめるべきであると。説明をお願いします。

日比委員：

私がひっかかってしまったところは、べきであるという一文なんですけれど、法的な義務とかで、そこに例えば、上田市独自の良い方向性が認められるんでしたらそれも含めていいと思うんですから、どんどん推進すべきだと思うんですよ。それを法令は許容という範囲ではないからこれはしてはいけない。してもいいところは、もう少し柔軟性を持ってもいいのではないかなあということで、法令の許容する範囲内に変わるという一文を入れさせていただきました。

座長：

はい、いかがでしょう。具体的な修文で。

福井委員：

法律の見方ですけれども、法的な義務というのはミニマム基準ですから、最低限これをやらないと違法になるという意味ですから、その範囲内でやらないといけないというのは通常解釈です。法律の原文を見ていましたけれども、法令の許容する範囲にとどめるべきである、それ以上のことをやっちゃいけないというのは、これは法解釈としては誤りだと思いますが。そういう意味では日比委員のおっしゃった趣旨でよいと思います。ただ文章としては法的な義務とされた以上、それを実施すると共に更に上田市独自の工夫があるのであればそれらを追究すべきだ、という余地もある。例えばそういうような趣旨にしたら、すっきりするんじゃないでしょうか。

座長：

趣旨としては、原文の趣旨としては法令の範囲内で上田市独自の評価があってもいいですよという趣旨なんですけれど、それは表現としては間違いですね。

福井委員：

それは、法令の規則が評価でやっていい範囲の外縁を決めているわけではないんです。

座長：

ナショナルミニマムですね。ミニマムリクワイアメント（最低限必要事項）ですね。

福井委員：

自治体、ないし執行機関の裁量ですから、禁止する趣旨は、法には全くないのが解釈です。

座長：

じゃ、本来これはおかしいわけですね。失礼しました。事務局はそういう話ですから、法令に違反している話なのでこれは当然削らなきゃいけないので。それじゃあ、このところはこの日比委員の表現のままでいいですか。もう少し工夫をした方がいいという。これでよろしいでしょうか。

福井委員：

さっき私が最初に言ったのは、法的にはまずやらないといけないんです。最低限。やった上で更に自治体独自の方針が適切なものであるとすれば、それらを検討すべきであると追記すべきです。

座長：

ちょっと修文として具体的に教えていただけませんか。

福井委員：

法的な履行することに加え更に上田市独自の方針が付加してくるのであれば、それらも含め適切な検討を行うべきだ。例えば別に細かにいいましたけれども、そういう趣旨です。

座長：

法的義務を遂行することに加えて上田市独自の取り組みでしたっけ？

福井委員：

テープレコーダーではないので……。

座長：

要するに上田市独自のそういう取組を書くと。

事務局：

そこはもしよろしければ今の趣旨で私ども修文いたします。

座長：

そちらであれしてください。私は忘れちゃいそうだから。日比委員、よろしいですか。

日比委員：

ありがとうございます。

座長：

11頁のところ、匿名で評価されたものが教員の処遇に反映しというところですね。中村委員、そこをちょっとお願いします。合意されていないと、すいません、あとに回します。

その次の11頁、上から9行目の市教委は県教委に内申すべきである。何をどの様に内申するのか。そしてその意義はということは、上から9行目、現状と課題ですね。齊藤忠彦委員。

齊藤忠彦委員：

この件ですが、市教委、県教委に内申すべきだという論議になっていましたか、確認をしていただきたいんですけど。

座長：

これは議論の中で出ています。私もそれは何度も申し上げていますが、だからそれがまた合意がなされていないという後回しになっちゃいますけれど、どうですか。

齊藤忠彦委員：

合意はなされていないかと思ったんで、最後の時点ですべきだという結論にも聞えるんです。

座長：

じゃあこれも後回しにしますか、内申については。

それでは次に 11 頁にまいります。これも合意されていないですか。じゃあこれも後回しにします。3 頁の現原案の 12 頁の学校選択制、下から 4 行めですか、齊藤繁子委員。

齊藤繁子委員：

下から 4 行めなんですけど、やはり市内全域の情報開示がなければ成り立たない。情報開示とかは議論の中であがっていたと思いますので、市内各学校の教育目標など具体的な学校方針と具体的成果等を市内全域に情報公開し、本会議としては学習者の学校選択の自由を保障すべきものと考えたら、どうでしょうかということなんです。

座長：

そうすると、ここは原文と違う修文の方では、情報開示、付け加える、これはいかがでしょう、情報開示を付け加えることについて。

中村委員：

すみません。学校選択制にとっては確かにそうなのかもしれないけれども、学校選択制はどうかという疑問を出しているんで、そこは納得いきません。

座長：

学校選択制に関わらず情報開示をしるという趣旨なんじゃないですか、齋藤委員のは？ そうじゃないですか。

齊藤繁子委員：

そうです。

座長：

だから学校選択制とかかわりなくということですね。

齊藤繁子委員：

私質問した覚えがあるんですけど、就学指定変更について、全市内に全校のホームページでは出ているというお話はありました。けど例えばですよ、就学する時に子ども達に通知を出す時にホームページにあるとかってというような案内はないわけですね、選ぶ時に。例えば、今の状況ですと地域的に分かっているわけですね。小学校あなたは何処へ行きなさいというのは逆に教育委員会からきて、選択ということはなかったと思うんですね。その中で上田市全体の学校はどうなっているかということは父兄は分らないと思うんですね。自分が行かなければいけない学校だけですから、ちゃんとそういうような開示をする方法も市としてはすべきだと思うんで入れていただきたいということなんです、趣旨としては。

宮尾委員：

だから、選択制がこの会議では合意されてない…。

清水委員：

始めのほうの文章が合意していないものですから別のところに入れたらどうですか。ここに入れちゃ

うと後ろの文章とつながってくるので合意されていないことですから、斉藤さんの言われることはもっともだと思います、お話は。ただ後ろの結論となるとちょっと問題が出てきますから。

斉藤繁子委員：

入れるとしたら、本来ここしかないなと思ったものですから。

福井委員：

一番最後になお、で入れる。ここに入れちゃうと非常に難しいと思います。選択制の側にあるのはいいんだと思うんです。

斉藤繁子委員：

選択制の選択することの絶対条件は情報開示なんですよ。だから、どこかに入れたい。

宮尾委員：

私は斉藤委員と同じ内容なものを 13 頁の 6 行めに提案をしているんですね。これはどうしてかっていうと、今でも事後選択というのはあるわけですね。これは事前選択と学校選択が駄目かという問題を今議論しているわけですが、でも今、事後選択は可能で、現状の保護者たちに全ての学校の内情がわかり、これを選択ってというのは、やっぱり自由っていう発想、するんじゃないかなと。

福井委員：

それでいいんじゃないですか。選択制の導入にかかわらず、重要であると。

座長：

そういうことでいいですね。本会議としては学習者が学校選択の自由を保障すべきものとするのは別として、どこかに入れるということですね。それじゃあそういうことで情報開示を必ず入れていくと。

次の 12 頁の廣川委員のどうですか。お願いします。

廣川委員：

学校選択については議論が非常に分かれるところでありまして、そんなことから考えて、11 頁の下から 5 行めですね。地域の実情に応じたメリットデメリットを十分検討の上と。これをやった上で、メリットデメリットを明確にはっきりと分けて書くべきではないか。提起の問題も関わってきますので、そういうことが一番の中心になっていると、例えばアの文章、上から 4 行めです。この中にやはり地域と保護者、子どもとの連帯感とかそういうものをここに入れる。学力差とか学校間格差とかそういうこととこの内容は異質であるというふうに思いますので、出来ればアの次に保護者、子どもとの連帯感が稀薄になり、地域の教育が低下する恐れがあると。これを別項で載せていただければというふうに思います。

座長：

案を二つに分けるということですね。

廣川委員：

そういうことです。その前提にはメリット、デメリットをはっきりさせるというところは必要になる。それについての議論はあとであると思うので、そこで議論していただければ。

座長：

要するに学校選択制に対する異論の選択肢といいますか項目を増やしてそこにア、イ、ウ、エ、オと並べてあるところにもう一つカを入れるということですね。その点はいかがですか。

清水委員：

僕はいいと思います。それでメリット、デメリットは両方こういうかたちで載せるのが非常に僕はいい

いと思います。

座長：

賛否の一覧にすると。

清水委員：

そこをしっかりとしてもらわないと。

佐藤委員：

すいません。デメリットの中にコミュニティの崩壊ということも、希薄になるというところとも兼ね合わせられると思います。コミュニティの崩壊はあると思います。

座長：

崩壊ってちょっと言い過ぎかな。希薄になるんじゃないで。

佐藤委員：

でもあると思います。コミュニティ自体。

福井委員：

原因は連帯感ということで、結果でしょう。その原因に対する結果です。

座長：

じゃあそのの修文でちょっと今挙げてください。

福井委員：

地域の教育力が低下したり、コミュニティの存続が困難になるなどの恐れがある。例えば。

座長：

事務局、いいですか、今の。書いておいてくれないと、忘れちゃうから。録音テープ回ってますね。今のテイクノートしてありますし、大体それでよろしいですね。じゃあ今のように文言を変えると。それから賛否、メリット、デメリットを一覧表にもすると。それでは、その次の学校選択制の 12 頁のところも今のところでもいいですかね。一覧表にするということでもよろしいですね。

中村委員：

一覧表は事務局がつくるんですか。それとも

座長：

あなたがしたいの？誰かがしなきゃならないでしょう。

中村委員：

反対の人がこちらが重要だと。またメリットがこうあると言えればそれが載るんですか。

座長：

ここに出ているとおりダイレクトに出ます。

中村委員：

これを整理すると。

座長：

そうですね。だからそこまで色々詮索すると会議にならなくなるから、大前提の最低限のお互いの信頼感は是非よろしくお願いします。

その次に 12 頁の選択制の導入。これはメリットとデメリットを入れますけれども、最後の提言のところに関するところですかね。宮尾委員、具体的な修文がありますからお聞きます。

宮尾委員：

学校選択制の導入をこの会議の中での話し合いの合意ができていないが、実は前向きだというような話も出ていたのでは、前提にして検討すべきというポイントということは入れさせていただきたい。こういうふうにしていただけたらいいなと思いました。

座長：

ここがちょっと悩ましいところで、メリットとデメリットをもう一度一覧表をして、そして精査して、ということでどういうふうな提言の文言にするのかということに関わってきますので、今の宮尾委員のそこだけ、とりあえずはそういう前提にして検討すべきというご提言については。

宮尾委員：

会議の時も出ていて、全体としては全ての導入、全学校においての上田市全部を選択制を使うということは中々難しいじゃないかと思う。さもなくば地域限定、範囲限定というところに、じゃあ範囲においてはそういう話は考えていく必要があるのではないかというような話もありまして、それで齊藤忠彦委員のその時に学校選択制の導入というのが次にも表示されていますが、けっこう具体的だったんで、これの中で考えて上田市として限定とかそういうことならいいんじゃないかという意見をもらったので、私としては範囲限定とかというのは前に付いていたのでいいのかなと。

座長：

そこについては私も鮮明に記憶があります。随分このところは議論が出ていましたし、確かに最後、例えば学校選択制というのは全くの日本中の自由選択なんてそういうことは有り得ないわけで、何らかのかたちで限定的に行うということが当然だというようなことで、それから齊藤忠彦委員の方から具体的なそういう例を出していただいた。こういうわけですね。ですから、前向きに検討すべきであるというふうにここではそういう文言になっていますが、ここでもうちょっと踏み込んでそれを前提にして検討すべきであると、こういうご提言であります。これはいかがいたしましょう。

中村委員：

確認ですが、このところ、座長さんの言われたように、両方の意見があるわけで、このところは賛成の意見をどういくか、いうふうに解釈しているし。ただ、この文章の大幅な書き換えをせざるをえないんじゃないかなというふうに理解を、思っているんですが、いかがでしょうか。

座長：

これは、ちょっと違いましてね、議事録でその趣旨を確認したらわかりますけれども、例えば、丸ごと学校選択、フリーの学校選択という場合と限定的な学校選択という場合は、全部、意見分布はかなり違ったんです。フリーの学校選択については、それはちょっと難しいよねというご議論もありましたけれども、何らかの形での学校選択はすべきであろうという意見は非常に多かったと、こういうふうに思います。ただ、それを、だから、べきであるというふうに提言するにはいささかどうかなというものですから、検討、前向きに検討すべきというふうな文言で書きまして、全く、それはやる必要がないという、提言する必要がないという議論にはなってません。

福井委員：

これも、さっきのメリットデメリットと連動するので、次回までに今のご意見をふまえて整理していただければ良いのではないのでしょうか。

座長：

それでは、ペンディングします。

齊藤忠彦委員：

修正意見のところの 3 頁の、私、一番下にちょっと飛んでしまっているんですが、12 頁のところ、下から 4 行目、例えばメリットデメリットで表をつくって、メリットというもので、結論として、このどうのというもの、また、デメリットのほう方法とか望ましくないとか、最終の文、この一番下に入るべきところは。そのところに、やはり、賛否があるというままでも悪くはないんですが、私がこの時強調したのが、やはり子どもたちがこうした、教師を対象としたアンケート調査と、つまり、実際に対象となる人たちの意見を聞いて、そしてそれに必要があるならば、検討することが望ましいと、そういうことを強調しようと思ったので、この箇所はぜひいただきたいという意味合いなんです。

座長：

それは、導入するかどうかということ事前に保護者アンケートを取る。これは保護者アンケート、何らかの形で取るということについては、18 頁のところであれしてるんですけども、それはどっちかって言うと、学校利用券制のところの問題になった議論だというふうに思います。

齊藤忠彦委員：

いやいや、学校選択制で話し合いいたしました。

座長：

しかし、学校選択制については、内閣府の保護者アンケートもありますし、確か、齊藤委員は学校選択制とパウチャー制と、いっしょに話しましたよね。その時に、パウチャーの分については保護者アンケートを、しかもそれは、直接学校を通じてではなく、第三者機関みたいところでやるべしという、そういう議論。これはもちろん、齊藤委員の提言じゃなくて、第三者機関っていうのは他の方の提言ですけども。そういうふうに理解してましたが。

齊藤忠彦委員：

それだったら私は反対だということを申し上げるんですけど。学校選択制については保護者の方で、または子ども、教師の方で意見が多ければ、それについて考えることはできるだろうと。なので、ぜひ、アンケート調査を実施してほしいというのを強調して、思ったような気がしますので、それ以上の提案はありません。

福井委員：

私は異論があります。アンケート自体がおかしいと思います。要するにこの組織の意見を出すわけですから、保護者のアンケート次第でそれに全部追随しますというのだったら、そのような組織はいりません。我々の意見を言うのがこの役割ですから、アンケート結果次第に丸投げしますということはやるべきではないと思います。

座長：

私も申し上げるのはそこなんです。アンケートやって、それからまた会議でつめるというならば、話は別ですけども、会議終わって、結論を出さないでアンケート調査に投げるって言ったら、おっしゃるとおり、この会議の意味はないわけです。会議の最中に、じゃアンケート取るかということで事務局と相談しましたが、予算の面とかいろいろで、時間的にも無理だよということで。会議の終了前にアンケートを取ってたら、事実上できない。そのところ、ちょっと食い違いがあったと思います。

福井委員：

あともう一点補足ですが、アンケートで多数者がやりたいと言ったらやるというのでは、これはおかしいと思うんです。要するに、これは、やりたくない人は今やりたくない状況なんだから現状維持なんです。ところが論点は、選ばせてほしいという保護者や、あるいは子どもがいたときに、彼らに選ばせ

ないということを強制すべきかどうかということです。それを多数決で決めていい問題かどうかということもありますので、その意味でもこういう問題をアンケートで決するということが自体には重大な疑義があると思います。

宮尾委員：

事前に準備って言うのが大事で、さてやらないっていうふうに教育委員会がなった場合は、全く、メリットで言えばあれですけども、学校選択制では意思を無視するということがあたっては……。

福井委員：

私はそういうアンケートをやるべきではないと思うんです。そういうことも含め、やるべきではないと思います。

座長：

私も、この提言書をご覧いただくとわかるとおり、それは憲法第 26 条にある親の教育権の中に学校選択が含まれているものですから、学校を選ばせないという、そういうアンケートの取り方は問題あると思います。

宮尾委員：

私は、たとえば導入を決める場合、やるやらないかというアンケートではなくて、やることにあたって決めたものをアンケートで聞くと。

座長：

方法論？

宮尾委員：

はい。

福井委員：

それはアンケートではなく、説明会なり、いわゆるアカウンタビリティの問題ですね。アンケートというのは賛否を問うためにやるものですから、この会議体として、保護者のアンケート結果に賛否をゆだねるというのであれば、ここでの議論自体が全く意味がないのです。

座長：

だから整理すると、つまり、この会議体としてはアンケートではなくて、この会議体としての何らかの提言を出すということをご理解をいただきたいと思います。

齊藤忠彦委員：

そうではなくて、この会議でアンケートが必要となるということを私は提言したわけで、それを元に考えましょうということをおしは私の時申し上げてきました。この会議でアンケート調査が必要だということを提言してもいいんじゃないんですか。

福井委員：

ですからそこは、私は合意いたしかねると申し上げているわけで、そういう意味でそこには論点があるということです。それを前提にしてまとめるということをお願いしたい。

座長：

ここはそうしますと副座長の方でも同じ意見で、とにかく、今の会議体の中ではアンケートを取るということはできないものですから、会議体が終了してからということになりますから、それは全く別のことなものですから、会議体としての結論を、やっぱり出すべきでしょうということです。

それでは、ここのところは、いわゆるペンディングにして、アンケート自体はもう、時間的にも無理

ですから、取らないということで。先ほど前提にするか前向きにしてということとはペンディングしましたので、学校選択制についてはそういうことでいたしたいと思います。

それから、学校利用券、13頁でしょうか、次は。これも合意を得られていないということですか、これも後回しです。それから、その次、宮尾委員です、13頁の6行目の後に追加すると。

宮尾委員：

これはさっき、先ほど齊藤委員が。

座長：

いいです。これはいいです。

それから、その次の解答、福井委員の今申し上げたとおりで。

福井委員：

表現が宮尾委員のほうがより具体的なので、もし一つであればより詳しいほうに直したほうがいいと思います。

座長：

わかりました。その点は参考にして修文します。それから4頁のほうへまいります。

齋藤繁子委員：

すいません、私、まだ、協議してなかったんですけど。13頁のところ。

座長：

失礼しました。

齋藤繁子委員：

学校利用券制度の中で、受験戦争というところから始まって、現在の教育現場において競争原理を持ち込むことは好ましくないとの考え方があると書いてありますが、これ、なぜこの会議がもたれたかっということの原点になると思うんですけれども、これ、かっこしてございます。学習者主権の明確化、教師の質の向上、個性的な地域提言を図るなどの上でも、競争、切磋琢磨を誰がするのか、どこの部分が、部門がどんな競争をしなければならないのかを明確に定義すべきであるということを入れていただきたいと思います。たぶん、バウチャー制度の説明をしたときに、それは、私、かなり強調したと思うんです。現在の段階で競争原理を持ち込むということは、子どもたちの競争ではないんです。そうではなくて、どこで競争しなければいけないのか。そういうことがまだ明確化されていないんです。これは上田市にとっても、きちっとその定義をすべきだろうと私は思うのですが、ぜひ、強調して入れていただきたいということです。それで実際、皆さん、おわかりだと思いますけれど、今、ヨーロッパのユーロが凄いです。日本の円の何倍、昔から比べれば、ほんと、何倍かになってます。多分、後でイギリスの教育改革は失敗だったと言ってますけど、イギリスが経済的に浮上したのは教育改革のおかげなんです。あと、北欧の小さな国が今なぜ元気がいいのかということもよくお考えいただいて、今、日本の現状はどうなっているのかということも合わせて、やっぱり市長が最初に提言しました生活者起点、地域経営ということを非常に強調してらっしゃいます。ですからなぜ、今回、こういう会議がもたれたかという原点に立ちまして、これはぜひ入れていただきたいと思います。

座長：

具体的には13頁の学校利用券制度の(1)の現状と課題のところですね。

福井委員：

ご意見はそのとおりですけど、この文章じゃわからないです。要するに、子どもを競争させるんじや

なくて、先生たちがみんなと創意工夫で競争してこうということです。こういう意見があるというふう
に書いたほうがよくわかる。競争原理って言うのが、子どものお尻をたたいて受験競争なり、あるいは
学力競争で叱咤激励する意味ではない、いい意味での競争もあって、先生や学校に、より創意工夫で競
争してほしいという意見もあるということです。

座長：

この点の修文については、別によろしいですか。じゃ、その点は事務局のほうでもメモしてるんできども。

それともう一つ、私、勘違いしたのは、宮尾委員のところの 13 頁の 6 行目と、あとの追加は、これは情報開示の話だけで。就学指定変更の説明の文章なので事前に通知すると。これを丸ごと入れたほうがいいということでした。そういうことでいいですね。失礼しました。

もう少し、休みも取らないで、たくさんありますので、もうちょっとがんばって。トイレ休憩取ったほうがいいですか。もうちょっとやりましょう。まだたくさんあって先が見えないので。危機感持てますので。それでは、14 頁のところの斎藤委員ですか、そこ、斎藤繁子委員ですか。

斎藤繁子委員：

学校利用券の金額の増加するといった手法をというあと、括弧のところは。上田市が抱えている現状、外国籍不就学児の増、不登校の多さから早急に検討し実施すべきであると直していただきたいというのは、実は、外国籍不就学児童の増ってというのは、これは上田市の会議で別途出てまして。それから、不登校児。先ほど、いじめとかは改善されたとおっしゃられてますが、不登校児も改善されていると。ちょっとこの辺のデータがないんですけども、前のデータから、不登校の方が多し、実際に不登校のお母さんからも、ぜひやってほしいというような意見が出ました。あと、外国籍不就学児童の増ということでも、今後の、これは丸子の、そういう子と個人的に関わっている方の意見もお聞きしましたところ、ぜひこれが早く、上田市が取り入れるべきではないかというような意見がいっぱいありましたもんですから、ここに入れさせていただきます。

座長：

これは 16 頁の外国籍児童生徒の現状と課題の提案とも関わるわけです。

中村委員：

学校利用券制度の中に入れるのではなくて、別のところでやるというのは賛成です。というのは、学校利用券制度は大枠の予算で多分決まると思うんです。取り合いになる形になるんで、そうではなくて、別のところでちゃんと、そういう抱えている現状に対して予算を増額するというふうがいい。別のこうなら。

斎藤繁子委員：

すいません。実はその現状をお伺いしました、上田市の。で、そこの集まっている方たちが、私はここへ、今の状況だと逆に行かなければいけないし、この立場、行かれなくなってるのが現状です。今、上田市の現状では行かれなくなっている現状ですから、この辺は記述していただきたいというご意見を書かせていただいた。

福井委員：

これは前段に不登校、外国籍の記述があるんだから、後ろだけとっても意味がない、それは斎藤委員の言うとおり、いいんじゃないですか。もし入れるなら、どうせならデータ、外国籍未就学児童データだとか、あるいは不登校の、さっきもちょっと論点にありましたけれども、このところ数年間の時系

列でどうなったかのデータを入れて、不登校の多さ等をふまえ、早急に検討すべきである。これであれば、前のことと全然矛盾のないことになる。

中村委員：

この項は学校利用権制度についてという項なので、そうではなくて、別の、そういう抱えている現状を…。

福井委員：

学校利用券制度自体にそもそも論があるかはあとで議論する話ですから、ここに書くのであればこの文章表現がいいのではないのかという議論です。そこを分けて議論して、今、まさに検討しているわけですから、その議論は後にしていただけますか。要するに、ここは文章のつじつまと的観点において、前に外国籍があるという括弧があり、後のほうでそれについておかしいというのが、文章表現の改善の観点で見えてある。全体を削るとか削らないとか、そういう議論はもう一回後でゆっくりやればいいたらうと思うわけです。。

中村委員：

利用券制度以外で書けば、私はこういう指摘をしません。

福井委員：

そうじゃないでしょう。利用券制度の運用にあたって、外国籍の人にだけは増額しないということをするのでなければ、今の斎藤委員のおっしゃるようなことを書かなければ、つじつまが合わない。そういうきわめて差別的な主張をするのでなければ、書いておかないとつじつまが合わないという論理的問題です。

座長：

そのとおりですね。どうですか、中村委員。

中村委員：

いやそれは同じです、答えは。だから、学校利用券制度について、私は反対してるんで……。

福井委員：

その議論はここではやめませんか。。

中村委員：

できないから、それを前提にした、してない話なんだから、それも後にしてもらいましょう。全体像の判断です、私が何と意見が言おうが。ただ言えることは、他のところに書いたら、合意してないということしか言えないです。

座長：

この修文の中で、今、外国籍の不就学児童の数を入れて、そして、こういうふうにする今の斎藤委員のような提言で実施すべきであると。その文言について今、検討してるんですけど。

福井委員：

要するに、そもそも論は後でゆっくりやればよいと思います。全体削るべきだというご意見であれば、後でゆっくり議論して下さい。

座長：

じゃ、そのそもそも論、当のそもそも論なんですけど、具体的な制度論・システム論でしてほしいんですが、ちょっと後回しにしましょう。

それでは、その次、中村委員の予算があると現実が書かれていない。これは予算が減るといって、もし

現実があるとすれば書きますけども、現実があるんですか。

中村委員：

もちろん、小規模校というのはもともと、児童生徒の人数が少ないわけですから、そして地理的にもそこに通うことができない、子どもたちが通うことができない、少人数にしかならざるをえない学校もあるわけですので、そうすると当然、学校予算が減るといって、そういう現実があると。

座長：

それは、現実があるんじゃないかと、中村委員の憶測に過ぎないわけ。だってまだ、学校利用券制度実施してないのに、どうしてそういう現実がわかるんですか。

中村委員：

児童生徒の人数に予算が連動すると。

座長：

だって、小規模校やそういう学校にどういうタイプの児童が来るかわからないでしょ。ですからはじめはキャップがあって、それにアドバンテージがついていけば利用券がたくさん来るとも可能ですから。ただ、それから、小規模校に対しては、利用券の倍増ということもありうるわけだから、それは、現実はまだ起きていないのに、現実が書かれてないって言われても困っちゃうんだけど。まだ制度的に何もやってないことですから、だから、そこがちょっと、そういう憶測じゃなくて、現実に基づいて、まだやってないわけですから、こういう現実が書かれていないのはしょうがないと思います。

宮尾委員：

こういうこともあると…。

座長：

という、そうです。そういう、デメリットの声。かっこだって、それはわかります。

清水委員：

ぼくもそれでいいと思います。

座長：

そういう認識です。

清水委員：

これは意見が分かれることですから、メリットデメリット両方には中村さんの意見で、必要だと思うんです。

荒井副座長：

これはデメリットのほうに入れていくということでもいいと思います。

宮尾委員：

考えられるとかということですよ。

座長：

はい、じゃそういうことで、デメリットのほうにこれも書き込んでいくと。

福井委員：

それも散々議論し、さっき座長もおっしゃられたように、小規模校は増額だという、スウェーデンでやっているようなやり方をとることを前提にすれば、全然議論が変わってくるわけです。それは過不足なく入れないと、一方的な意見だけが紹介されることはまずいことです。

宮尾委員：

先ほども戸田座長も言った、ハンディキャップのある子などは、逆にアドバンテージも大きいので。

座長：

はい、わかりました。

続きまして、14頁の20行目。

齋藤繁子委員：

教育委員会の協議のうえ、検討組織で具体的な検討に入るべきであるというのを、はいる、だめとかいう、色々と非常にバウチャーという概念が難しいですので、むしろ、きちっと実施を前提としてとか、期限を切つてとか、そういうものを入れてないとうやむやになってしまうので、どちらかきちっとしていただきたいということです。

座長：

むしろ具体的に実施を想定するとか、あるいは締め切りを切つて、その具体的な検討にしてもらわないと、曖昧なことしたものになると、こういうことですね。

齋藤繁子議員：

非常に難しいし、賛否両論ある中で検討するわけですから、この概念ってのはまだ皆さんにも周知徹底してませんので、一応、そういうような一つの強い言葉売りしなければいけないと思うんです。

座長：

これは直ちに実施すべきであるということではなくて検討ですから、その検討の仕方について、少し強めましょうということですね。これいかがですか。

福井委員：

よくあるのは、具体的な検討に入り、年度中に結論を得るべきである、というものです。具体的に言えるならば、そこまでです。

座長：

さすが、霞ヶ関の、裏表をよく知っておられて、やっぱりきちっとそれを入れないと曖昧に、なし崩しになると、全てのこと。そのとおりだと思いますので、年度中に具体的な検討に、結論に、年度中に結論を得るべく、具体的な検討に入るべきだという。

佐藤委員：

ずばり、それはまだ検討事項で合意はされていないと思うし。

座長：

合意はされてない。今、だからそこをお聞きしてるんですけど、どうなんですか。だって、検討すること自体、もう、じゃ、入れる必要ないと。

清水委員：

これはもう、バウチャーの賛成のロジックの中で書くからそもそも論に入るんじゃないですか、さっきのように。私はそんな気がします。というのは、だから、これ同じじゃないですか。さっきと。

宮尾委員：

最後にこの意見がつくので、より…。

清水委員：

強調されるからね。だから、相当これは。バウチャーにしても充分合意が得ていないんで、それなのに入れちゃうと非常に強くなる。

福井委員：

これはどちらにせよ、我々会議体が、最終決定できるわけではない。最終的には市長部局、教育委員会が方向を決める。ただ、検討に入って、結論が出ないものだけについて、こうですよと補足してあげればいい。それだったら意味がある。もちろん否定的な結論だって当然ありうる。

齋藤委員：

前提を、実施を前提としてというのを……。

福井委員：

後ろをずるずる先延ばしにしないでくださいねということですね。何年度までいけるかどうかはともかくとして。

清水委員：

それでもそれ、両論併記になるなら、ぼくはいいと思うんですけども、これ、合意を得ないで、これ入れるかどうかというのは、この部分で後送りしようという点では、それ入れとくのはちょっと不自然じゃないかと思います。

座長：

両論併記ですね。ただ、検討をすることすらいけないってというのは、私はそれは反対です。皆さん、そうだと思うけど。じゃ、何のために会議で検討してきたかってことになりますから、その提言の仕方についてはいろいろ議論があると思いますけども、提言すること自体は必要だというふうに思います。

清水委員：

それはいいと思いますけども、今やっちゃうと、ちょっと強くなりすぎてことです。

座長：

わかりました。

福井委員：

表現は後でも修正できますね。

座長：

じゃ、表現は後でします。

えー、ちょっと。おはかりしますが、ここで休みを入れますか。そうすると、あと残り、時間があまりないんですけど。

福井委員：

もう少しやってみませんか。適宜休憩は各自取るということで。

座長：

あと、15分か20分くらいしますか、40分くらいまでご容赦願いますか、よろしいですか。どうしてもって場合、トイレ、どうか遠慮なく。それでは、もう少し行けるとこまで行きたいと思います。

15頁。

齊藤忠彦委員：

14頁、まだある。

座長：

14頁、まだある。

齊藤忠彦委員：

私のところで。今の論議から、最後の結論の部分で。パウチャー制度についての今回の案では、積極的賛成者が多いんだっていうんですが、本当に多いんでしょうか。それを確認して下さい。

座長：

確認をするっていうことはどういうことですか。賛否とるんですか。だって、具体的なやり方論の議論が全然なくて賛否ですか。

中村委員：

多いかってことが一般的に7人を超えてるってことですし、そういうふうに取り取れてしまいますね、それだと。

座長：

ではお聞きしますが、賛否取って過半数多かったら、じゃ、バウチャーやるってことですか。

斎藤委員：

いやいや、それは多いとは、多いかって形で書いていいってことで、過半数だったらいいですけど。過半数以下だったら、これは書けないってことです。

座長：

だから、どういう形で実施するかっていうのやってみれば、もちろん違います。

福井委員：

ここの部分は、多いか少ないかっていうと、たしかに論議ありますね。消したらどうですか。

座長：

じゃ、これはなくしてもいいわけね。

福井委員：

今回は「多いが」はなくてもいいんじゃないですか。

齊藤繁子委員：

うん、いらぬ。

座長：

そこだけとればいいんですね。わかりました。

座長：

それじゃ、15頁の幼保小中の連携のところまいります。斎藤繁子委員ですね。

齊藤繁子委員：

ちょっとこれ、私、会議で出したかどうか、私の前からの考えなのか、小学校入試には学習するための基礎、要するに生活習慣ができていようように就学前教育を強化する必要があるという一行を入れていただきたいかなと思って、前からそれは思ったのが、多分、意見を言ったことです、それは。

佐藤委員：

就学前教育を、それを行政で、保育園か幼稚園でやると。

斎藤委員：

そうです、そうです。

座長：

うーん。

斎藤委員：

幼保一貫で、今、短大では幼保になってるんです。保育園とちょっと違うんですが、上田は今、一元化されて、なり始めてますので、そのへんのところ…。

福井委員：

具体的に、就学前教育として中身を何かでリーディングするということですか。ただ、単純に読むと、何か読み書きそろばんを保育園児からさせると…。

斎藤委員：

いえそうじゃなくて、括弧して生活習慣と書いたんですけども。

座長：

これ、幼保小中連携の問題は、佐藤委員の方でも提言してくださった。佐藤委員、ご意見ありますか。

佐藤委員：

改めて書くこともなく、今、保育園や幼稚園で、計画などで、捉えてやっておりますので。会議の時にも言いましたけれども…。

座長：

そうしますと、具体的な提言のこっちの二番目のところへ、幼保小中連携を図る上でとか、幼保を入れればよいですかね。

福井委員：

幼稚園・保育園の先生が小学校に入った教え子について意見交換するというのは具体的に書いてある。

座長：

そういうことですね、おっしゃってる意味は…。

佐藤委員：

それは現状行われているので…。

福井委員：

さらにさらに強化すると…。

斎藤繁子委員：

学校理念みたいなものがうまく伝わらないといきなり、ちょっと入ったときに……。

福井委員：

そうすると、小学校の先生からすると一年生のときに、どうしてほしいとかそういうことですか。

斎藤繁子委員：

ここを強調していただければ、それでいいと。書いてなかったもんですから、それを…。

福井委員：

そういう内容がわかるように、ちょっと直せばいい。

座長：

わかりました。それをじゃ。もう少し行きます。15頁、中村委員、地域の定義が合意され、合意されていない。これはそもそも論だから、後にして。合意されていない、これも何か、ちょっとよくわからない。教育委員会は教育委員会の利害対象という認識で合意されていない、これも合意されていない。これもそもそも論ですか。修文だけでクリアできますか。教育委員会はうんぬんのところは、ここは現状と課題のところの下から、15頁の下から3行目ですね、中村委員の。

中村委員：

はい、そうです。

座長：

したがって、基本的には教育関係者の利害対象ではなく、学習者並びに市民の利害の代弁者たるべきだ。これ、清水委員、何か、表現変えるとか、そういうことは。

清水委員：

利害対象っていうのは、ちょっと、きつい感じがしますね。

座長：

実際はそうですけど。ちょっとやわらかく。

清水委員：

利害っていうのは……。

座長：

利害取って。

清水委員：

全部、前も後ろも。

座長：

代弁者。はい、利害とる。はい、わかりました。じゃ、利害をとるということで。中村委員、そこはいいですか。

中村委員：

はい。

座長：

その上の二つは、ちょっと合意されてないについては、これはどうかな。これもやっぱりあれですか、現況課題のところですか。

中村委員：

15頁の、次の上のほうです。5のほうです。

座長：

16頁のことですか。

中村委員：

15頁の上のほうの、続きで行くと、5の地域と、前の頁の地域と学校の関係の中で、この地域というのが、そこに通学する保護者らが地域という考えもあるし、逆に、市民の方たちはおらが地域っていう、今までの地域と。地域の定義ってのは分かれている、いたかなと。

福井委員：

それは出た議論をふまえて、できるだけ誤解がないように整理する。

座長：

ここは、じゃ、ちょっと整理をします。ただ、地域と連携する学校という概念と学校選択制は矛盾するものではないということは、あらかじめそういう意見はでてますし。だから、その前のところをもう少し膨らませればいいわけです。学校にとって保護者が最小単位の地域だと考えられるのところをもう少し広くということ。そういう了解でよろしいですかね。研究する余地があるって、これはどこだっけな。

福井委員：

まんなかへんです、(2)の…。

中村委員：

この下のポツの、教職員交流、情報交換密にするっていうのは、たくさん意見が出ていたと思うんですけど。

座長：

研究する余地があると考え。これは。

福井委員：

むしろ、宮尾委員の、前向きに明言すべきである。

座長：

え、そういうのありましたっけ。あ、次にね。正反対ですかね、そこは。それは、研究の余地があると考えてある…。それではおかしい。逆にもっと、それではおかしいな、逆にもっと踏み込んで、前向きに検討すべきである。

宮尾委員：

これ、あの、実際に結論は出ていなくて、私は経験を通じて例があるということをも案として、改めて出させていただいた部分だっというふうに思いますが、前向きに研究していただきたいというような、だから、次も書いてありますが、上田市では菅平において特区を使って一貫教育が始まっているので、これを実証例として、ただ研究を進めるといことなんで、前向きに研究してほしいっていうことはある。よくこういう、市のほうも検討しますって言い方は検討しないで終わるっていうことがあるので、この辺は強くこちらで研究を前向きにとか、研究する、あるいは前向きに検討すべきと書いていただきたい。

座長：

前向きに検討する、余地が、余地じゃないな、すべきであると。

宮尾委員：

検討は、入れてほしい。

座長：

検討は。中村委員、いやですかね。いやとかじゃなくて……。

佐藤委員：

やるとかやらないとかっていうことじゃなく。

中村委員：

提案が品川区の例を出していたんで、だから。

座長：

だから研究するわけで、やるとかやらないっていうことでもないと思うんですけど。研究することもないやだっというかノーっという。

中村委員：

では、逆転していただいて、多分合意できたところは交流・情報交換密にするっていうところだと思うんです。そっちを上にしていただいて、どういう表現があるか。

座長：

提言のね。ボッチの下を上にもってって、上のボッチを下に持ってくると。

福井委員：

順序入れ替えるより、小中一貫教育を検討すべきであるくらいの中コロンはどうですか。検討すべき結論は先送りになってない…。

座長：

いかがでしょう。

宮尾委員：

全く何もやらないままいってしまったら、いやだなんてなってよく、ほんとに研究してもらいたって意味で、建設的であると。

佐藤委員：

議論の中で、宮尾さんが発表されたのとうちの発表されたのは、ちょっと内容が異なって、小中一貫教育っていうものを若干……

宮尾委員：

ただであれば、別にあの時、いっしょになっていることなんです…。

福井委員：

結論を出しましょう。順番を入れ替えて検討すべきであるかどうか、異論がある方はその異論の理由をいっていただいて、決めていただけませんか。

座長：

すいません。というわけで、どうですか。よろしいですか。はい、じゃ、そこはそうなふうにいたしましょう。小中一貫の部分が少し、宮尾委員の、残ってるな。お約束の40分、これだけ、

荒井副座長：

これだけやりましょう。

座長：

これだけ。

宮尾委員：

私も、追加として言っていたきたいということで、というのは、現状、止まっているという風に取りれるので。

福井委員：

賛成ですけど、会議の回数は何か、言わないほうがいいんじゃないですか。会議の回数がただでさえ負担になってくる、これから。交流回数等をとっておられるし、あとはそんなに問題じゃないんじゃないかと思います。

座長：

増やすということは、増やすって具体的に書かないで、大体この趣旨についてはご異論はないようですので、それもいただく。一応、教育委員会制度の前までまいりましたので、ここで、今回につきましては終わりにいたします。それじゃ次回、あるいはどういうふうにするか、教育委員会制度がまだまったく修文もできてませんし、それからペンディングしてあるところもございますので、どういうふうにするかについてちょっと。

佐藤委員：

これをいただいてから、この修正案を考えるまでに時間がなかったもので、今日も時間がなくて、みなさんとここは協議できないので、これ、ちょっと持ってっていただいて。

座長：

ただ、今決着のついたところの修文については、後でいじらないで、きりがいいものですから、まだ、未解決の部分についてならばと思います。

佐藤委員：

その部分を読んでいただいて、またご意見をいただければ…。

座長：

わかりました。それはかまわないと思いますけど。

福井委員：

それから、次回に向けて、このそもそも論の部分、なかなか扱いが難しいと思うのですが、できれば中村委員におかれれば、合意していないことを前提としても、ご自身の見解を前提としての、こう直せば自分としては了解できる、などの、できるだけ具体的対案を事前に出していただいて、それに基づいて議論したほうが良いと思います。合意していない、している、ということをやっても、水掛け論になって、意味がないと思いますので、この文章にしませんかという建設的な意見をお願いします。

座長：

そうですね。それ、ぜひ、皆さん、そういうふうに。再三、本会議では対案を対案をと申し上げてきましたし、それで、これは、もちろん、また繰り返しますけども、提言でございますので、これはあくまでも市長や市議会がお考えになることですから、だから、提言をそもそも、出さないほうが良いよっていうよりは、できるだけ皆さんの提言を盛り込みたいというふうに考えておりますし、それが筋だろうというふうに思いますので、よろしくお願い致します。それでは、次回についてはまた改めてということ。

廣川委員：

今のことを言ってる。後の5頁の、私の出したのを検討していただけるということですか。

座長：

ああ、教育委員会制度のところですか。

廣川委員：

いや、この5頁のところに私の意見が書いてあるんですが、これについては、今日は議論しないけれども、取り上げていただくということは次回、これをやっていただくということですね。

荒井副座長：

もちろん、次回やる。今、ここまで来てるところですから、その後やる。

座長：

あれ、これ、事務局。あ、そうか、不就学児童、いわゆる外国籍児童生徒のことですね。順序から行くところ、後ですから、やります。

廣川委員：

要するに、その他の提言についてと二つあります。

座長：

これはちょっと、書き方が、並べ方があれだったのかもしれませんがね。失礼しました。教育委員会制度だけじゃなくて、ちょっとそこ、残ってるの、ございますね。

じゃ、長時間、ありがとうございました。あと少しでございますので、またご協力いただき。このように侃々諤々とやりまして、かなり錬度の高いよいものになりつつあるというふうに思っております。またよろしくお願い致します。

事務局：

座長、次回日程なんですが、今日は、全体の今日の修正意見をやった上での修正という形で考えていたんですけど、まだ、今回の修正意見でも全部やりきれなかった部分もありますし、さらにペンディングになっている部分もあるということで、なるべく近いうちに、今日と同じような、続きの議論をして

いただいてっていう必要もあるかなと。というのは、今日、佐藤さんのほうからも今日の時点での修正意見というものを、今、いただきましたので、ですので、今日の終了したのをふまえた上でっていうんじゃなくて、今日の引き続き、続けての、同じ状態での議論をひとまずやっていただくのがいいかなと。それには、可能であれば明日でもできるお話だと思うんで、近々、なるべく近いうちにまた、極端な話ですけど、来週ですとか。

清水委員：

今回は、やっぱり効果を上げていただかないと。出れないってケースありますから、その辺は十分配慮していただかないと。最後、まとめですから、できるだけ大勢が出れるように調整してください。

事務局：

では、また、近々に座長、副座長に相談して、日程を皆さんにご案内して、次回、開催させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

座長：

どうも長い間、ありがとうございました。ここで、今回、第13回会議を閉じたいと思いますが、どうもありがとうございました。